平成２７年（フ）第５２６５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　荒井　陽介
法定代理人成年後見人　奥田　愼吾
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６１号
大阪市生野区鶴橋２丁目11番28号　ジュネス絹田Ⅲ号館　202
債務者　太田　幸生
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６８７号
大阪市平野区平野元町６番19号　ファミリア元町301号
債務者　片山喜代美（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７７９号
大阪市東淀川区豊里４丁目８番23―303号、前住所兵庫県尼崎市大庄北４丁目２番５号
債務者　柿本　大朗
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２３号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目36番６号（101号）
債務者　川崎佑夏こと　川﨑　佑夏（旧姓清家）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７３号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目１番13号　ル・キャッスル松崎405号
債務者　國定　秀男
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８９号
大阪府大東市三箇２丁目12番21号
債務者　嶋田　昌美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０００号
大阪府豊中市庄本町４丁目３番７―1106号
債務者　百々　明美（旧姓今川）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１６号
大阪府高槻市古曽部町２丁目17番５―205号
債務者　鷲東　昭江
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１４号
大阪市北区錦町２番35―407号
債務者　北脇俊弥こと　北**脇**　俊弥
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３２号
大阪府大東市南津の辺町18番15号　コスモピア野崎206号
債務者　酒井　千晶
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１６５号
大阪府枚方市茄子作３丁目30番37号
債務者　村井由美子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９７号
大阪府寝屋川市石津南町３―44　リベラルパレス寝屋川302、住民票上の住所大阪府寝屋川市萱島東３丁目１番23号
債務者　島﨑　梨沙
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１号
島根県出雲市園町995番地２
債務者　飯塚　薫也
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第５４号
岡山県倉敷市、旧住所千葉県柏市増尾台１丁目18番67―201号
債務者　四野見敦子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
北九州市小倉南区下石田１丁目８番16号（101号）
債務者　前田　　優
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６２号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊７丁目19番22号　小河アパート１―102
債務者　永冨　　勝
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部